○環境省告示第七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項で準用する第二十八条第二項の規定に基づき、次のように特別保護地区の保護に関する指針を変更したので、特別保護地区を指定した件（平成二十年十月環境省告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年二月十日から施行する。

平成二十三年二月十日

環境大臣　松本　龍

五中「管理方針」を「㈠　管理方針」に改め、㈠の次に次のように加える。

㈡　保全事業の目標

当該区域では、指定当時に比べ干潟への土砂の供給が減少するとともに、近年、アオサの広範囲での繁茂及び腐敗、干潮時における海水滞留による水没域の増加、貝殻の堆積等が見られ、餌となる底生生物の生息環境への影響や水鳥の採餌場所の面積が減少することによる水鳥の採餌環境の悪化が進んでいる。

本事業では、水鳥の採餌環境を保全することにより、谷津特別保護地区をシギ・チドリ類等の渡り鳥にとって良好な中継地及び越冬地として維持していくことを目標とする。

㈢　保全事業の対象区域

谷津特別保護地区の全域

㈣　保全事業の内容

シギ・チドリ類を始めとする多くの渡り鳥等の採餌環境を保全するために、アオサの繁茂及び腐敗による底生生物の生息環境の悪化を抑制し、海水滞留並びにその原因とされるカキ礁及び貝殻の堆積による採餌面積減少への対策を行うとともに、関係機関及び関係団体が連携し、谷津特別保護地区の環境保全活動の促進又は意識を向上させるための普及啓発活動を行う。

この事業のうち環境省は、関係地方公共団体等と連携をとりながら谷津特別保護地区の環境保全に必要な調査を実施し、アオサ、海水滞留並びにカキ礁及び貝殻の堆積を解決するために必要な対策を行うものとする。

習志野市は、習志野市谷津干潟自然観察センターを拠点として市民と連携し当該区域のモニタリング及び環境保全活動を実施し、湿地の保全に関する普及啓発、環境教育等を推進する。

㈤　環境変化の概要

谷津干潟は流入河川がないことから土砂の供給がなく、東京湾に連結する二本の河川から土砂が流出することにより干潟が減少するとともに、砂質化が進みつつある。

また、近年はアオサの繁茂が著しく、枯死したアオサの腐敗による水質汚濁及び干潟底質の酸素不足が、水鳥類の餌となる底生生物に与える悪影響が懸念されている。

さらに、干潟面の標高が指定当時と比べ低下していること、海水の流入出路における貝殻の堆積、三角干潟内での深い澪（みお）の消失が海水滞留の原因となり、干出面積が減少することによるシギ・チドリ類の採餌環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

㈥　鳥獣の生息状況の変化

当該区域における鳥類の一日当たりに観察された平均飛来数は、平成二年度は、約三千五百羽（うちシギ・チドリ類約二千二百羽）であったが、平成二十一年度には約九百羽（同約三百羽）と減少している。

○環境省告示第八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更したので、鳥獣保護区を更新した件（平成二十年十月環境省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年二月十日から施行する。

平成二十三年二月十日

環境大臣　松本　龍

五中「管理方針」を「㈠　管理方針」に改め、㈠の次に次のように加える。

㈡　保全事業の目標

当該区域は、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地として重要な区域であるが、鳴尾川の河川改修により土砂の供給が減少し、さらに、平成七年に発生した阪神大震災の影響により地盤が沈下したため干潟が減少し、干潟を主な採餌場所としているシギ・チドリ類の採餌場所が減少する等渡り鳥の中継地及び越冬地としての機能が悪化している。

河川を通じた土砂の供給がないことから自然の営力による干潟の再生は困難と考えられ、人為的に干潟の再生を行わなければ、シギ・チドリ類等の渡り鳥の渡りの中継地としての機能の維持は困難な状況にある。

本事業では、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地としての生息環境を改善し、良好に維持していくことを目標とする。

㈢　保全事業の対象区域

浜甲子園鳥獣保護区の全域

㈣　保全事業の内容

シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地としての保護及び整備を図るために、干潟の再生を行い生息に適した環境を維持及び回復するとともに、関連する事業として浜甲子園鳥獣保護区及び本保全事業に関する普及啓発を行う。なお、この事業は、渡り鳥の中継地及び越冬地としての機能を維持及び回復する上で適切な環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、渡り鳥の飛来状況等をモニタリングして当該区域の干潟の劣化及び再生の取組が鳥類の生息にどのような影響を与えているかを併せて把握し、目標への到達状況を定期的に評価する。

この事業のうち、環境省は、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地として適切な干潟の状態に改善するための必要な調査を実施するとともに、干潟再生のための対策を行う。

西宮市は、甲子園浜自然環境センターを拠点として、干潟の監視や利用の調整を図るとともに、浜甲子園鳥獣保護区及び本保全事業に関する普及啓発等を実施する。

㈤　環境変化の概要

当該区域は、戦前の飛行場の一部であったが、その後台風の波浪により防潮堤が破損、陸地が陥没し、鳴尾川から供給される砂礫及び泥が堆積して形成されたものである。鳴尾川の河川改修により土砂の供給が減少し、さらに、平成七年に発生した阪神大震災の影響により地盤が沈下したため干潟が減少し、干潟を採餌場所とする鳥類の採餌環境が悪化している。特に、シギ・チドリ類は、干潟及び干潟周辺のごく浅い海域を採餌場所として利用しており影響が大きい。

㈥　鳥獣の生息状況の変化

当該区域はシギ・チドリ類を始めとする多くの渡り鳥等の重要な中継地及び越冬地となっている。これまでの調査によれば、採餌場所である干潟面積の減少が確認されており、シギ・チドリ類の渡りの中継地としての機能が低下している。特に毎年春に飛来するシギ・チドリ類の一日当たりに確認された個体数のうち、年間の最大値を十年間で平均した数は、阪神大震災前では九百六十五羽であったが、同震災以降は六百三十一羽と大きく減少している。

○環境省告示第九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項で準用する第二十八条第二項の規定に基づき、次のように特別保護地区の保護に関する指針を変更したので、特別保護地区を指定した件（平成二十年十月環境省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年二月十日から施行する。

平成二十三年二月十日

環境大臣　松本　龍

五中「管理方針」を「㈠　管理方針」に改め、㈠の次に次のように加える。

㈡　保全事業の目標

当該区域は、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地として重要な区域であるが、鳴尾川の河川改修により土砂の供給が減少し、さらに、平成七年に発生した阪神大震災の影響により地盤が沈下したため干潟が減少し、干潟を主な採餌場所としているシギ・チドリ類の採餌場所が減少する等渡り鳥の中継地及び越冬地としての機能が悪化している。

河川を通じた土砂の供給がないことから自然の営力による干潟の再生は困難と考えられ、人為的に干潟の再生を行わなければ、シギ・チドリ類及びガンカモ類の渡りの中継地としての機能の維持は困難な状況にある。

本事業では、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地としての生息環境を改善し、良好に維持していくことを目標とする。